

『我此土安穩天人常住滿』の妙土妙境なり。我等は此の妙國土に久遠本佛なる世父の寵兒として生れたり。嗟幸中の幸、喜中の喜と言はざる可からず。『妙とは蘇生の義也』との空前絶後の聖祖の大鐵案は、我等が胸中迷雲を拂除して天の朗月を望むの喜悅を與へ給へり。(終)

偶 感

珂 月 生

弘安四年に大元蒙古國より我國に襲來するに及んで、宇津宮彌三郎貞綱、豫ねて宗祖が時の將軍惟康親王の懇請に依て與へられたと云ふ八大龍王日月両面の旗曼羅を陣頭に翻し、筑紫の地に至れば旗面所圖の神威に依り、忽に大風起て遂に蒙古の大軍を海中に敗没せしめたと云ふ(刪二四四メ己下)今就之一言旗面感應に關する愚見を、史實及信仰的の二方面より述べて見たいと思ふ。

偕宗祖御一代如來所遣行如來事の法華弘通は、

末法化境の通規に従ひ、通じて、折伏逆化であつた事は誰しも異論の無い事であると思ふ。然るに折伏を分て教行二門とし、時に隨て弘經の轍を異にする事がある。即ち(遺十四、五〇メ縮九四八)云此四菩薩現_二折伏_一時成_二賢王_一誠責愚王_一行_二攝受_一時成_二聖僧_一弘_二持正法_一云々。と云ふが如き其である。宗祖が四ヶ格言を絶叫して、凡夫の迷情を打破し、忍難不自惜身命の弘通は、此れ教門に約するのであつて、本化折伏中の攝受即ち聖僧の格を以てせられたのである。然るに滿天下惡鬼入其身遂に惑ひて捨邪歸正する事が出来なかつた。其處で本化地涌の菩薩が惟ふに、寧ろ國土に驗を起して之れを曉覺せんにはど。即ち數々天變地天自界反逆の難等を以てしたけれども、依然驚覺の色が見えなかつた。地涌の居士遂に憤て、隣國の王身に入り國土の謗法を誠責した。即ち蒙古の大王賢王と顯れて、愚王を誠責したのであつて、此れは行門に約する本化折伏中の折伏、正に刀杖を執持して謗法の輩を曉駭せしめたのである。之れを思ふて見

るに、吾祖は内に聖祖となつて法理を料明し、災源を論じ、謗法を誡め、正法正理を弘持せられた。然るに世舉て此れを用ひないので、他の地涌の菩薩忽ち賢王となつて刀杖執持の折伏を顯された。此即本化地涌の菩薩内外呼應して大牟尼尊の佛勅を奉じたのである。されば、愚王誠責等は全く地涌菩薩の作爲であつて、故に宇津宮貞綱が旗曼荼羅を陣頭に翻し、爲に威神の力能く大軍を防ぐと見るも、又専ら本化地涌の自由權内に在る事で、又當然の事と思はねばならぬ。斯の如く述べて來たけれども、此等は要するに純信仰的理論上より謂ひ得るのではあるまいか。何とされば宗祖聖人の遺文及當代の國史に、未だ旗曼荼羅を以て蒙古の軍勢を退治したと云ふ事は全く發見しきいのである。乍然蒙古襲來の時に當て、宗祖は但々日本國民として蒙古に對する我國の戰勝を祈られたと云ふ事は推理に難からざる事である。然れども宗祖が蒙古襲來の事を梵釋諸天に命じたとあつては幾分の誤弊が有りはせぬかと思ふ。故に唯萬

民の戰勝祈念と宗祖の祈禱功力とに依て神佛感應冥合して、秋風俄に起り彼軍遂に滅亡に歸したと云ふ方が穩當では有るまい歟。況や宗祖が或書に蒙古の軍船沈没の事を聞き召されて、されば常の秋風に依てさる事になりしかと仰せられて在るに於ては尙更の事である。上來結するに、今信仰門に約しては、宗祖を以ての故に、能く豫言もせられ又豫言適中の際には、本化の力を以て能く彼軍を追歸する事も自由であらう。但し史實より見れば、秋風に依て敗軍亡滅せしめた事は有るも、未だ直ちに旗曼荼羅に依て退治したと云ふ事は、研究の餘地ある事ではあるまいか。余輩曼荼羅かんの事を議するは甚だ畏れ多い事であるけれども、研學の爲め痴論を呈す。淺學不敏の致す處讀者幸に之を諒せよ。

